

那 霸 市 公 報

第 1 9 0 7 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行
発 行 所
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 建築基準法第42条第2項の規定による道路の指定の取消しについて（建築指導課） 679
- 建築基準法第42条第2項の規定による道路の指定の取消しについて（建築指導課） 680
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課） 681
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課） 682
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について（保護管理課） 683
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の休止について（保護管理課） 684
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課） 685
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について（保護管理課） 686
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の再開について（保護管理課） 687

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について
(保護管理課) 688

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について
(保護管理課) 689

◇ 公 告 ◇

○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について(3・4・那88号真和志線)(道路建設課) 690

○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について(3・4・那89号城東城北線)(道路建設課) 691

◇ 正 誤 ◇

○那覇市公報第1905号の正誤 692

○那覇市公報第1906号その3の正誤 693

告 示

那覇市告示第 64 号
令和 8 年 4 月 14 日
掲 示 済

建築基準法第 42 条第 2 項の規定による道路の指定の取消しについて

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の規定による道路の指定を取り消したので、公告する。

その関係図書は、那覇市まちなみ共創部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

- 1 取り消しする指定道路の種類
建築基準法第 42 条第 2 項の規定による道路
- 2 指定取消しの年月日
令和 8 年 4 月 14 日
- 3 取消する指定道路の位置
那覇市松尾一丁目 246 番地内
- 4 取り消しする指定道路の延長及び幅員
延長 19.29 メートル
幅員 4.00 メートル

那 覇 市 告 示 第 6 5 号
令 和 8 年 4 月 1 4 日
掲 示 済

建築基準法第 42 条第 2 項の規定による道路の指定の取消しについて

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の規定による道路の指定を取り消したので、公告する。

その関係図書は、那覇市まちなみ共創部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

- 1 取消しする指定道路の種類
建築基準法第 42 条第 2 項の規定による指定に係る道路
- 2 指定取消しの年月日
令和 8 年 4 月 14 日
- 3 取消しする指定道路の位置
那覇市首里大名町三丁目 1 番 13 の一部
- 4 取消しする指定道路の延長及び幅員
延長 19.641 メートル
幅員 4.00 メートル

那 覇 市 告 示 第 89 号
令 和 8 年 5 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那 覇 市 長 知 念 覚

名 称	開 設 者	指 定 年 月 日
所 在 地		
アンディーノこども診療所	安藤 美恵	令和 8 年 3 月 1 日～ 令和 14 年 2 月 29 日
那覇市字国場 1177-3 カテーラメディカルビル 1 階		
うえはら耳鼻咽喉科 鼻とにおいのクリニック	上原 貴行	令和 8 年 3 月 1 日～ 令和 14 年 2 月 29 日
那覇市字国場 1177-3 カテーラメディカルビル 201 号室		
和ごころ薬局 こくば店	株式会社琉球光和	令和 8 年 3 月 1 日～ 令和 14 年 2 月 29 日
那覇市国場 1177-3 カテーラメディカルビル 101 号		
りん訪問看護ステーション	医療法人 博鳳会	令和 8 年 2 月 1 日～ 令和 14 年 1 月 31 日
那覇市高良 3 丁目 6 番 5 号 リッチモンドビル 1, 2 階		
鳥堀養生クリニック	末吉 利成	令和 8 年 3 月 15 日～ 令和 14 年 3 月 14 日
那覇市首里当蔵町 3-21-2		

那覇市告示第 90 号
令和 8 年 5 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 知念 覚

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
伊波レディースクリニック	医療法人 愛聖会	令和 8 年 2 月 28 日
那覇市首里汀良町 1 - 8 - 2		
医療法人おもと会 クリニック安里	医療法人おもと会	令和 7 年 11 月 1 日
那覇市安里 1 丁目 7 番 3 号		
鳥掘養生クリニック	末吉 利行	令和 8 年 3 月 15 日
那覇市首里当蔵町 3 - 21 - 2		

那 覇 市 告 示 第 91 号
令 和 8 年 5 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那 覇 市 長 知 念 覚

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
訪問看護ステーションくもじ		令和 8 年 4 月 1 日
開設者	株式会社ナーシングホーム (株式会社 IWASAKI)	

那 覇 市 告 示 第 92 号

令 和 8 年 5 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の休止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり休止の届出があった。

那 覇 市 長 知 念 覚

名 称	休 止 年 月 日
所 在 地	
金城町皮フ科	令 和 8 年 3 月 1 日
那覇市松川 407 番地 1 SetB ビル 1 階	

那 覇 市 告 示 第 93 号

令 和 8 年 5 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那 覇 市 長 知 念 覚

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
小規模多機能型ホーム 若狭 (小規模多機能型居宅介護)	令和 8 年 3 月 31 日
那覇市若狭 3 丁目 4 番 10 号 2 階	
小規模多機能型ホーム 大道 (小規模多機能型居宅介護)	令和 8 年 3 月 31 日
那覇市字大道 94 番地 3 2 階	

那 覇 市 告 示 第 9 4 号

令 和 8 年 5 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那 覇 市 長 知 念 覚

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
ちむ心薬局 松島店		令和 8 年 4 月 1 日
名称	ちむ心薬局 松島店 (アイワ薬局 松島店)	
訪問看護ステーションにらい		令和 8 年 4 月 1 日
名称	訪問看護ステーションにらい (訪問看護ステーションはまむや)	
訪問看護ステーションにらい		令和 8 年 4 月 1 日
所在地	那覇市真地 418-5-1F (那覇市真地 205 番地 スカイハイム 102)	
訪問介護はる		令和 8 年 4 月 1 日
所在地	那覇市真地 418-5-1F (那覇市安謝 1 丁目 3-9 眞榮城ビル 1 階)	
訪問看護はる		令和 8 年 4 月 20 日
所在地	那覇市真地 418-5-1F (那覇市安謝 1 丁目 3-9 眞榮城ビル 1 階)	

那 覇 市 告 示 第 9 5 号

令 和 8 年 5 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の再開について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり再開の届出があった。

那 覇 市 長 知 念 覚

名 称 (再開する事業の種類)	再開年月日
所 在 地	
デイサービスセンタースイートピー (通所介護、通所型サービス (独自))	令和 8 年 4 月 1 日
那 覇 市 安 里 3 丁 目 1 番 41 号	

那 覇 市 告 示 第 9 6 号

令 和 8 年 5 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく
 施術機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那 覇 市 長 知 念 覚

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
仲川 福俊	あん摩・マッサージ	令和 8 年 3 月 30 日
仲川在宅マッサージ	那覇市識名 1-11-56	
仲川 福俊	はり・きゅう	令和 8 年 3 月 30 日
仲川在宅マッサージ	那覇市識名 1-11-56	
赤嶺 梨香	はり・きゅう	令和 8 年 4 月 1 日
訪問鍼灸マッサージ KEIROW 那覇中央ステーション	那覇市泊 1-6-2 ライオンズマンション泊 901	

那 覇 市 告 示 第 9 7 号

令 和 8 年 5 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく
施術機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第 2 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那 覇 市 長 知 念 覚

施 術 者	施術の種類	廃止年月日
施術所名称	施術所所在地	
照屋 サンドラ	はり・きゅう	令和 8 年 2 月 28 日
KIEROW 那覇中央 ステーション	那覇市泊 1-6-2 ライオンズマンション 901	

公 告

那覇市公告第 28 号
令和 8 年 4 月 13 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・那88号真和志線
- 2 施行者の名称 那覇市
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 場所 那覇市都市みらい部道路建設課
 - (2) 期間 令和8年4月13日 ~ 令和15年3月31日

那覇市公告第 29 号
令和 8 年 4 月 13 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・那89号城東城北線
- 2 施行者の名称 那覇市
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 場所 那覇市都市みらい部道路建設課
 - (2) 期間 令和8年4月13日 ～ 令和15年3月31日

 正 誤

那覇市公報第1905号の正誤

2026(令和8)年4月1日付け那覇市公報第1905号の監査委員公表について、次のとおり訂正する。

[訂正箇所] 166頁 下から12行目下線部分

訂正前	訂正後
<p>イ 概算払いにおける精算事務の遅れについて (指摘事項)</p> <p>会派視察に伴う出張旅費のため受領した概算払い2件について、期限内に精算が行われず、精算遅延となっていた。</p> <p>那覇市会計規則第62条第1項は、旅費にあつては、用務を終了した日から起算して7日(本市の休日の日数は、算入しない。)以内に精算しなければならない旨定めている。</p> <p>概算払いの精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>イ 概算払いにおける精算事務の遅れについて (指摘事項)</p> <p>委員会視察に伴う出張旅費のため受領した概算払い2件について、期限内に精算が行われず、精算遅延となっていた。</p> <p>那覇市会計規則第62条第1項は、旅費にあつては、用務を終了した日から起算して7日(本市の休日の日数は、算入しない。)以内に精算しなければならない旨定めている。</p> <p>概算払いの精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。</p>

那覇市公報第1906号その3の正誤

2026(令和8)年4月15日付け那覇市公報第1906号その3の目次及び公表文について、次のとおり訂正する。

ページ540

訂正箇所 上から9行目

訂正内容	
訂正前	訂正後
○那覇市保健所長事務決裁規程の一部を改正する訓令	○那覇市保健所長の事務決裁規程の一部を改正する訓令

ページ673

訂正箇所 上から5行目

訂正内容	
訂正前	訂正後
那覇市保健所長事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。	那覇市保健所長の事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

